ⓑ　指定テーマ：周辺環境に配慮し、狭隘な敷地において既存建物を使用しながら建て替え工事を行う場合の施工上の工夫について

なお、上記②技術提案の評価は入札説明書等に示された内容（以下「標準案」という。）について、それと異なる施工方法等（以下「ＶＥ提案」という。）を評価し標準案は評価しない。

⑵　技術提案における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）として、設計図書における諸法令を遵守するとともに、公共建築工事標準仕様書及び上記②ⓐから⒝の要件を満たしており、その施工計画が具体的に示されていること。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑷「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ⓐ　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

ⓑ　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

②　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑷　総合評価の方法

①　標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　入札価格及び技術提案の内容に応じ、上記⑴①の評価を行い施工体制評価点を与え、上記⑴②の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は40点とする。

③　入札価格及び技術提案に係る総合評価は、標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た評価値をもって行う。

⑸　上記⑷②の評価項目の詳細及び加算点の算出方法は入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第二係　電話022―225―2171㈹　内線2531

⑵　入札説明書の交付期間及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）

交付期間は、公告の日から平成25年10月31日午後４時まで。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記⑴の担当部局へその旨申し出ること。

また、他社が取得した入札説明書等を譲り受け、申請書及び確認資料を提出した者が認められた場合には、東北地方整備局競争契約入札心得第５条に基づき、入札の取り止め等を措置することがある。

⑶　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法　申請書及び確認資料は、平成25年８月９日午後４時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得た場合は上記⑴に持参、郵送（書留郵便に限る。提出限期必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出限期必着。以下同様。）により提出することもできる。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法　入札の締切は、平成25年10月31日午後４時。入札は、電子入札システムにより行うこと。ただし、承諾を得た場合は上記⑴の担当部局持参、郵送又は託送により提出することもできる。

開札は、平成25年11月６日午後１時30分東北地方整備局入札室にて行う。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　期間　競争参加資格確認通知の日の翌日から入札締切の日まで。（利付国債の提供の場合は、平成25年10月15日まで）

②　場所　上記⑴に同じ。

③　方法　持参、郵送又は託送により提出すること。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。

ただし、利付国債の提供（取扱官庁　東北地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　技術提案にあたり、ＶＥ提案で施工する場合は、施工計画書にその内容を記述して提出すること。また、標準案で施工する場合は、提案内容を記載せずに施工計画書を提出すること。

なお、技術提案にあたっては、指定テーマ１つに対しＶＥ提案を提出することとし、項目ごとにＶＥ提案と標準案の区分は行わないこと。

⑸　上記３⑴及び⑵により提出された施工計画書について競争参加資格確認通知に併せて技術提案の評価を通知する。通知する内容は、技術提案ごとに加算点の付与を対象とする提案（「○」と表記。）、加算点の付与の対象としない提案（「―」と表記。）及び実施不可の提案（「×」と表記。）とする。なお、実施不可の提案とは、標準案を満足していないなど技術提案として適切と認められない提案や現場条件により実施できない提案などである。

⑹　落札者の決定方法　落札者は、上記３に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その限りではない。

⑺　配置予定技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者又は主任技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑻　専任の監理技術者（又は専任の主任技術者）の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者（又は主任技術者）とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

⑼　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、提案することができる。提案が適切と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

なお、入札時のＶＥ提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後の技術提案の対象外とする。

⑽　手続きにおける交渉の有無　無。

⑾　契約書作成の要否　要。

⑿　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⒀　施工計画書のヒアリングを必要に応じて行う。